

# 船橋市社会科セミナー通信 第181号

## 5.13土 報告

勉強会会場は、「船橋勤労市民センター」になり、新事務局長の富澤真也先生がとってくれました。

今回の出席者は、①大野 肇先生(千葉県立行徳高校)と②佐藤一巳 ③富澤真也(船橋市立芝山西小) ④野宮典子(浦安市浦安中) ⑤豊田裕美(八千代市適応支援センター) ⑥藤木信弘(船橋市立若松小) ⑦大澤由美子(旧姓：秋山)(八木が谷中)の各先生と ⑧会長の池田義光(長野県安曇野から参加)の**合計8名**。今回は、⑦大澤由美子(旧姓：秋山)(八木が谷中)先生が初参加してくれましたが、残念ながら目標の10名には達することができませんでした。

会の終了後の懇親会は、5名が参加して行いました。

## 1本目： 橋爪大三郎・大沢真幸著『元気な日本論』などから (3)

池田義光

最近読んだ2人の社会学者の討論による、世界の歴史の素養を背景にした、日本の歴史に対する考察がなかなか深かったので、今回も、社会科セミナーで紹介してみました。

前回まで：[1] ~ [6]

### [7] 日本にはなぜ貴族がいるのか？ (日本の貴族の考察)

#### 1 「貴族」の定義は？ 「豪族」との違いは？

(1) 一般には→ 家柄や身分の貴い人。出生によって社会的特権を与えられた身分[広辞苑]  
一般人に対して生まれつき高貴な人で、世襲される。

(2) 橋爪・大沢は→①「貴族」も「豪族」も土地所有者であり領主(統治権と裁判権、地主と違う排他的占有権を持つ)これだけだと「豪族」と区別がない

律令制以前の「豪族」は…血縁制(部族・氏族)をベースにした団体のリーダーで、一定の地域を支配し農民を従えて、収穫を収奪し再分配している。税のようなものを取り、それを原資に社会インフラを整備したり安全を保障したりするミニ政府を維持。

②中央政府にポストを持つことからくる威信が加わると「貴族」となる。

#### 2 ヨーロッパの貴族と日本の貴族の違いは？

##### (1) ヨーロッパの貴族は

ゲルマン民族は部族制で部族のリーダーが王になった。当時は領域支配といってもたいした統治技術がないので、辺境ができてしまう。そこで部下にその辺りの支配権を与える。侯爵などの領主に任命されるとその地位が世襲され、特別な身分(貴族)になった。貴族は初めから領地の防衛のために自己武装した。その上で他との武力衝突や領地争いに備えて、他の領主と封建契約を結んだ。中央政府の権力は必要とされず、そのため極めて弱かった。貴族は領地に住んで城を建てた。

##### (2) 日本の貴族は

初めから自己武装していない。初めは自己の特権を得て自己を守るために中央政府(朝廷)に依存した。しかし「摂関政治」のように次第に中央政府を無力化して自家の勢力拡大を図るが完全には中央政府から離れられない。日本の貴族は次第に荘園を手に入れて領地を拡大したが、原則として領地に住まず京都に住んでいた。日本の貴族は宮廷貴族だった。また、自己武装して自力救済で自己の領地を守る人々(武士)は貴族と別に生まれた。

#### 3 日本の貴族はいつ生まれたか？

律令制の成立と共に、中央政府(朝廷)に高いポスト(地位と職)を持つ「貴族」が誕生。五位以上の官人と家族を「貴族」とした。彼らは高貴な身分を持ち、高い位や官職に基づく土地を(公地制の例外・特権として)持った。律令制下で、「蔭位の制」により五位以上の子は父の位階に応じた位階を与えられ(世襲)、さらに位階に応じた官職に任じられた(官位相当性)

#### 4 貴族と荘園と律令制度と朝廷の関係は？

##### (1) 貴族は本来は律令制度と朝廷のおかげ

貴族は本来律令制度のおかげで朝廷から高いポスト(地位と官職)を得ている。そのおかげで土地を得て、不輸不入の特権も得ている。

##### (2) 貴族は次第に律令制度と朝廷を崩した

貴族は朝廷での勢力のおかげで墾田私財の法施行以後は自力開墾で初期荘園を確保し、不輸不入の特権を基盤に次第に全国の荘園の寄進を受けて私有地を拡大して律令制度本来の「公地公民」の原則を有名無実化させ、朝廷の税収を削減して国家財政を逼迫させ朝廷を空洞化・形骸化していった。

## [8] 日本にはなぜ源氏物語が存在するのか？

### 1 万葉仮名について説明すると？

漢字が伝来した後の日本では、漢字を使ってワカタケルなど漢字にはない日本の言葉を表すようになった。この日本独特の漢字の用法を「万葉仮名」と言う。(万葉集に豊富だから)

「仮名」とは仮の(正式ではない)文字の意味。

万葉仮名は文字としては漢字そのもので、日本言葉に漢字(その音読みと訓読み)を使って宛て字するという用法が日本独特。(借音：イなら以、シナなら信、借訓：メなら女、アリなら蟻、など)

一音について数種類の漢字が用いられた(アなら阿・安・英・足など)

万葉仮名は楷書や行書で書かれた。

万葉仮名は5世紀くらいに用法が誕生し(稻荷山古墳の鉄剣銘など)、7世紀そして8世紀の奈良時代の万葉集や古事記や日本書紀を経て、平安時代までは盛んに用いられた。

### 2 平仮名について説明すると？

(1) 平安時代になると、万葉仮名を元にそれを崩して草書で書いた平易な文字がさかんに使用されるようになった。これが平仮名(平易な仮の文字)。

(2) 主に宮中の女性が、手紙や日記や歌などプライベートな目的で記すために用いた。男性は公式で正式な文字である漢字(真名)を用いたが、男性でもプライベートな目的の時は平仮名を用いることもあった。女性は漢字の使用はしないものとされていた。

(3) 平安時代には貴族など宮中の女性は男性に顔を見せない習わしとなっており、貴族男女のコミュニケーションツールとして、和歌や手紙を文字で表して届けることが必要とされたので、平仮名は宮中では頻繁に用いられた。

(4) 平仮名は漢字よりはるかに書きやすいだけでなく、平安時代には母音が5音になった(奈良時代には8母音)日本語を(50音で)全て記述できるという特長を持った。

### 3 片仮名について説明すると？

(1) 万葉仮名の一部を使用して、日本独自の文字が生まれた。これが片仮名。

(2) これも仮名、すなわち正式の文字である漢字に対して、仮の文字と考えられた。

(3) 片仮名は奈良時代に、僧が仏教の経典を訓読(中国語を日本語に翻訳)するためにお経の本文に返り点や送り仮名などメモとして書き入れる際に便宜上用いられたのが最初。

(4) 片仮名と平仮名の使用頻度は圧倒的に平仮名が高い。片仮名は1・2%程度の使用。

(5) 片仮名は、主にワツとかキャツとか音の表示や、天皇の命令や神の言葉などの表示に用いられた。一揆などで農民が強烈に訴えるときなども用いられた。

### 4 平仮名と片仮名は機能は同じなのになぜ両方用いられたのか。

(1) 平仮名も片仮名も、漢字より平易で、漢字(表意文字)と違って表音文字である、という機能は同じ。

(2) しかし両方の文字とも、担い手と使う目的が違った。平仮名は、主に宮中女性が用い、和歌や手紙や日記などのプライベート用。片仮名は、主に僧などが用い、経典の中国語の訓読や、音や天皇や神の言葉などを表示するときに用いられた。

## 5 日本の宮廷と男女の交流の特徴は？

### (1) 日本の平安時代の宮中にはハーレム(後宮)がない

世界の多くは、王や皇帝のハーレムや後宮があってそこには男は入れないし、ハーレムや後宮に住む女性は表の政治の場に出てこない。

### (2) 日本では宮中の男女の交流が頻繁

日本では、宮中女性は表(公的空間)にも出てくるし、男性も女性のいる場に行く。男性と女性の交流がある。配偶者もこうして探す。それが源氏物語の舞台となる世界。

## 6 日本にはなぜ源氏物語が存在するのか？

(1) 平安時代に、仮名、特に平仮名の誕生により、宮中女性が自分の考えや感情、日常生活を日本語で生き生きと伝える基盤ができた。

(2) 平仮名が宮中女性の主たるコミュニケーションツールとなることにより、和歌や手紙などが宮中女性により頻繁に生まれた。

(3) 宮中では、後宮がなかったために男女の交流が盛んで華やかな宮廷生活が営まれ、その世界が歌や手紙や日記や物語などの題材として盛んに選ばれた。

(4) 貴族の出世や勢力拡大に女性の嫁ぎ先が大きな関わりをもったために、宮中女性の教養が重視され、中宮彰子に仕えた女官紫式部や、皇后定子に仕えた女官清少納言など、すぐれた才能を持つ女性(女房・侍女)が生み出された。

(5) 紫式部は、幼い頃から父の教えで学問を身に付けたことと、宮中での対抗関係から、高い能力に磨きかけた。

## [9] 日本にはなぜ摂関政治や院政が存在するのか？

### 1 日本にはなぜ「摂関政治」が生まれたのか？

#### (1) 摂関政治とは？

藤原氏が摂政や関白として朝廷の実権を握った 10 世紀後半から 11 世紀の政治

#### (2) 摂関政治の背景は、当時の妻問婚(通い婚)

平安時代には貴族の年頃の娘は両親の住む母屋から離れた別棟に住み、そこに男性が通って来る。子どもが生まれたら娘と子は父(外祖父)が保護し、娘の夫(婿)の後ろ盾となる。だから婿となる男性は、できるだけ有力で資産があり自分の将来にプラスになる父親を持つ娘の所に通おうとする。娘の父は、できるだけ将来性がある男性(トップは天皇)を婿に迎えようとする。摂関政治とは、こうして天皇を孫にした外祖父が天皇をそちのけにして権力を振るう政治。摂関政治を続けるためには、次々に娘を天皇の嫁にすることが必要。

#### (3) 摂関政治の根幹は、天皇の持つ人事権

人事権を元に一族を高位高官につけたり、都合のよい政治をする。中下級の貴族は摂関家に取り入って、その家の事務を扱う職員である家司(けいし)や国司(受領)となりたがった。

### 2 藤原氏はなぜ、クーデターで天皇を倒して、藤原王朝をつくらなかったのか？

(1) 摂関政治は、摂政や関白として、天皇の権力を握ることにあるので天皇を排除できない

(2) 天皇を排除した場合、他の貴族に対して、特別な支配根拠、権力の正統性を持たない。

### 3 摂関政治を覆すには？

(1) 天皇が飾りでなくなり実質的な力を持つ

(2) 藤原氏に排除された勢力が力を合わせる

### 4 日本になぜ院政が生まれたのか？

#### (1) 院政とは

上皇または法皇が院庁で朝廷政治を司る政治。

11 世紀末の白河上皇から、形式上は 19 世紀中頃の光格上皇まで続いた。

こんなものは中国にはないし、世界中にないだろう

#### (2) 院政の背景

天皇が摂関政治に不満を持っていたこと。摂関政治で排斥された者が不満を持ったこと。

院政は、天皇家による藤原氏からの政権奪取

#### (3) 院政の根幹

天皇の父で元天皇であるという権威が根拠で天皇を操る。院の御所で勝手に朝廷政治を行っても律令制度の枠外にあるので制限できない(出家すればなおさら)

## 2 院政と摂関政治の似ている所、違う所

### (1) 似ている所

天皇の家族という天皇との強い関係で、幼少などで力のない天皇に代わって実権を握った経済基盤は全国から寄進された荘園

### (2) 違う所

摂関政治は律令制の枠内の存在が朝廷を動かす。院政は律令制と離れた存在が律令制の朝廷を動かす

## [10] 日本にはなぜ武士なるものが存在するのか？（武士の考察）

### 1 武士とは？

#### (1) 坂上田村麻呂は武士か？ 平将門は武士か？

坂上田村麻呂は朝廷の「武官」だが武士ではない。中国・朝鮮には武人(軍事を職とする人)はいたが日本のような武士はいない。朝廷の「武官」は、律令官制下の公務員で、官人として武装し、律令制下の軍事訓練を受けた。

#### (2) 【広辞苑】で、武士とは、武芸を習い、軍事に携わる者。武技を職能として捉える立場からは、平安時代後期に出現し江戸時代まで存続した社会層を言う。

#### (3) 橋爪・大澤は

武士とは、①戦闘を遂行する者、かつ ②所領を持った領主(近世以前は農業に従事)

### <武士とは何か> かつてのセミナーでの報告史料

- 日本の武士とは、「中世ヨーロッパの騎士」と異なり「武士に任命する文書」のようなものがない。
- 武士とは「貴族」のような身分を示すものがない。武士とは「農民」のように業を営む者を指す言葉でもない。武士は、「貴族」でもなく、「百姓」でもない、特別の人々である
- 武士は「戦士」である。これは全時代に共通する武士の一義的性格である。  
武士は「戦士」として高い武芸を保持し、それを代々に渡り継承している者と自他共に認められる者たちである。<武士の定義>
- 武士は、戦士としての本質はもちろん、自己と他者(自家と他家)を区別する上で、自分が何物であるかを顕示する「系譜」と「由緒」は一際重要な意味を持った。(合戦においても、戦闘に入る前に武士が自分の氏素性と主な戦歴を声高に叫ぶ「氏文読みうじふみよみ」がよく知られている)

## 2 武士の起源に2説(従來說と新説)

武士の起源に関しては諸説があり、まだ決定的になっていない。主要な学説は次の2つ。

### (1) 従来からの「在地領主起源説」=武士の起源を在地領主に求める

武士の起源に関する研究は日本における「中世」の発見と密接に関わっている。

明治時代の欧米史学では、「中世」は欧米特有で、近代に発展するために必須とされており、明治のアジアは古代社会で、欧米のような近代社会に発展することは不可能とされていた。それに対し当時の歴史学者三浦周行らは、「ヨーロッパの中世」がゲルマン民族の大移動によって辺境で発生した「武装した封建領主」である騎士らによって支えられていたことに着目し、日本で平安時代中期から東国を中心とした辺境社会で活躍した「武装した封建領主」である武士を騎士と同じと位置付け、「日本にも中世が存在し、日本も近代化できる」とした。

この学説は広く受け入れられ、明治時代から戦後まで学界の主流となった。この考えはさらに唯物史観の影響を受けて、武士は古代の支配階級である貴族を排除し中世をもたらした変革者として位置付けられた。

### (2) 近年流行の「職能起源説」=武士の起源を武芸の職能に求める

①平安時代は、在地領主だけが武装が必要だった訳でなく、寺院や民衆も自分の身を守るためには武装するのが当たり前だった。しかも「在地領主起源説」では、在京の武士団、つまり源氏・平氏・藤原氏などを起源とする武士や、朝廷・院など権門と結びついた武士(北面の武士・西面の武士ら)を説明できない。むしろこちらの方が「武士」の起源と言えるのではないか。

②「職能起源説」では、むしろこれらの人々を武士の起源と考える。武士は社会的身分であるとともに武芸を家業とする職業的な身分であるとする。つまり、馬上で弓を射る術や合戦の作法など戦いの職能を継承する家に生まれ、それらを継いだ人物が「武士」であるとする。藤原秀郷・平高望・源経基らがこうした「武士」の最初の世代。

## 3 教科書はどちらの説か？



### (1)教育出版『中学社会・歴史』では、

**武士のおこり**：「10世紀に地方の政治が変わるなか、有力な農民や豪族たちは、領地を守るために一族や従者を武装させました。彼らは馬に乗り、弓を射て戦う武士として争いを繰り返す、国司に対抗することもありました。さらに、軍事で朝廷や貴族に仕える武官などとも結びつき、互いに連合しながら武士団を形作るようになりました。なかでも、天皇の子孫をかしらとする源氏と平氏は有力な武士団となり、京都で貴族の護衛や警察の仕事を行い、その実力が認められました。

### (2)山川出版『詳説日本史B』では

《**地方の反乱と武士の成長**》「9世紀末から10世紀にかけて地方政治が大きく変化していく中で、地方豪族や有力農民は、勢力を維持・拡大するために武装するようになり、各地で紛争が発生した。その鎮圧のために政府から押領使・追捕使に任じられた中・下級貴族の中には、そのまま在庁官人などになって現地に残り、有力な武士(兵)となるものが現れた。」(武士とは、もともとは朝廷に武芸をもってつかえる武官を指していた)

### (3)山川出版社『詳説日本史研究』(参考書)では

《**地方の反乱と武士の成長**》「10世紀に政治が大きく変質していく中で、二つの大きな流れが生まれた。一つは、地方の各地に成長した豪族や有力農民が、勢力を拡大するために武装し、弓矢を持ち、馬に乗って戦うようになったことである。彼らは兵と呼ばれ～もう一つは、畿内近国に成長した豪族が朝廷の武官となり、貴族に武芸をもって仕えるようになったことである。彼らも兵や武士と呼ばれ、滝口の武士のように宮中の警備にあたり、貴族の身辺や都の警護にあたった。この二つの流れは相互の交流を経ながら、各地に一族の結びつきを中心にした連合体である武士団をつくった。」

## 4 橋爪・大澤はどちらの説か？

- (1)①②のどちらが先か？ →①戦闘を遂行する者が、②所領を持った領主、となった  
(2)①になったのは？ →農馬を飼う者(業や荷役で)が馬術に長けて、騎馬武者に成長

## 5 日本の「武士」とヨーロッパの「騎士」の比較

### (1)類似点

- ①どちらも、戦闘を遂行する者でかつ領主  
②どちらも、封建契約を結び主従関係がある  
どちらも経営単位(領地)が小さいので独力では防衛しきれず、ネットワークにたよるために、領主どうしで契約を結ぶ必要がある

### (2)違い

- ①日本の「武士」は貴族ではないが、ヨーロッパの「騎士」は貴族である  
②日本の朝廷に政府軍があるうちは「武士」は出現しないが、ヨーロッパの騎士はゲルマン民族が大移動して各地に住み着いたときから各地を分割支配するために「騎士(貴族)」が自己武装した。

# 2本目：知っ得ニュース 50

池田義光

今回も会員の皆さんが知っておくべきニュース、知って得するニュースをとりあげて、その解説を行いました。「知っ得ニュース」も毎月1本報告して今回で50回目になりました。

## [1]学習指導要領の改訂

### 1 学習指導要領改訂の道筋は？

- (1)2014年11月、文科大臣の中教審に対して「初等中等教育における教育課程の在り方について」が諮問された。  
(2)2016年8月に、「次期学習指導要領改訂に向けたこれまでの審議のまとめ」を公表  
(3)2016年12月に「中教審答申」発表  
(4)2017年2月14日、文科省は、小中学校の学習指導要領改訂案と幼稚園教育要領の改定案を公表した。→3月15日まで1ヶ月間のパブリックコメント期間→3月30日に新学習指導要領が告示  
(5)2018年度から小学校と中学校で先行実施。  
(6)小学校は2020年度から、中学校は2021年度から、新学習指導要領が全面実施される。

## 2 学習指導要領の改訂の主なポイントは？

- (1) 小学校の英語教育の変更…3・4年生で外国語活動で年間35コマ実施。5・6年生で外国語を教科にして年間70コマ実施。
- (2) 学習方法として、討論や議論を中心とした「主体的・対話的で深い学び」を実践する。
- (3) 社会科で、領土について政府見解を詳しく教える。

## 3 「ゆとり教育」か「詰め込み教育」か？

今回の改訂では、「ゆとり教育」か「詰め込み教育」かの議論を終わらせたい。知識・技能と思考力・判断力・表現力はどちらも大切と考え、今回の学習指導要領の学ぶ内容は減らさない。代わりに従来の学習指導要領の中心だった「何を学ぶのか」に加えて、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」といった視点で見直す。

## 4 「総則」の前に「前文」を新設。その内容は？

- (1) 教育基本法が掲げる教育の目的と、5つの目標を初めて記した。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」という新しい考え方を示したうえで、指導要領は、その実現のために「教育課程の基準を大綱的に定めるもの」と位置付けた。指導要領の役割として「教育水準を全国的に確保すること」を挙げた。  
「社会に開かれた教育課程」とは、「よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有することや、どのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程ではっきりさせて、社会と連携することなどと説明。

## 5 「総則」に定められたのは？

- (1) 学校に「生きる力」を育むことを求めている点は、これまでと変わらない。
- (2) 改訂案の特徴は、そのために、3つの育てるべき資質・能力を示したこと  
①知識や技能 ②思考力・判断力・表現力 ③学びに向かう力、人間性  
各教科でも、この3つの柱について目標や学習内容を整理して記述
- (3) 教育課程に基づいて組織的、計画的に教育の質の向上を図る上で「カリキュラム・マネジメント」という考え方を示し、各学校が「努めるもの」とした。（「カリキュラム・マネジメント」の対象は、時間割の編成や年間の指導計画など多岐にわたる）  
言語能力、情報活用能力といった学習の基盤となる資質・能力を育てるために「教科横断的な視点」でカリキュラムを編成すること。
- (4) 「アクティブ・ラーニング」の言葉は外し、「主体的・対話的で深い学び」という表現で統一した。この学びの実現に向けた授業改善にあたって、言語活動や読書活動、「プログラミング」体験の充実も取り上げた。

## 6 「アクティブ・ラーニング」の言葉を外した理由は？

文科省の担当者は「学習指導要領は広い意味での法令にあたり、定義がないカタカナ語は使えない。アクティブ・ラーニングは多義的な言葉で概念が確立していない」と言う。しかし、アクティブ・ラーニングが示した能動的に学ぶ授業の重要性は変わらないとして、改定案ではALに代わって「主体的・対話的で深い学び」という表現が使われている。

## 7 小学校社会の改訂のポイントは？

- (1) 領土や伝統・文化の記述が増え、社会との関わりを意識して考えさせる内容にした。
- (2) 目標では、地域社会の一員や国民としての「自覚を養う」ことを強調。「地域社会に対する誇りと愛情」「我が国の国土と歴史に対する愛情」を養うことを追加した。

## 8 小学校社会の学習内容の改善・充実は？

【3年】

身近な地域や市区町村、公共施設の整備に税の役割があること、などを学ぶ。

【4年】

都道府県を扱い、自衛隊など国の機関も含めた災害対応を盛り込んだ。県内の主な文化財や年中行事も取り上げる。

【5年】

内容の取り扱い冒頭に「領土の範囲」について、「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」と明記。人工知能の進化による仕事の代替などに対応できるように、放送や新聞の情報も活用し、自分の考えをまとめることができるように配慮すること」が盛り込まれ

た。

#### 【6年】

主権者教育を充実させ、政治の働きについて、身に付ける知識や技能を細かく定めた。政策の内容や実施過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治をとらえ、「国民生活における政治の働きを考え、表現すること」などが挙げられている。

### 9 中学校社会の改訂のポイントは？

- (1) 授業時数…地理は 120 時間から 115 時間に、歴史は 130 時間から 135 時間に。
- (2) 目標の記述の増加
- (3) 「我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ること」が目標に入った。

### 10 中学校社会の学習内容の改善・充実は？

#### 【地理的分野】

- (1) 日本の地域構成の特色を、周辺の海洋の広がりや国土をつくる島々の位置などに着目して多面的・多角的に考察し、表現する。
- (2) 地域によって地球的課題の現れ方が異なることを理解する。
- (3) 尖閣諸島については我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

#### 【歴史的分野】

- (1) 「民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応」など、現在の問題とのかかわりを考察させる。
- (2) 琉球やアイヌの文化も取り扱う。
- (3) 最近の学術研究の進展にも対応する→用語の変更→ but パブリックオピニオンにより元に戻す
  - ① 大和朝廷→大和政権(大和朝廷)：朝廷の成立は律令制以降とするのが通説に。
  - ② 聖徳太子→厩戸王(聖徳太子)：正しくは厩戸王。聖徳太子は没後 100 年程後の書物で紹介
  - ③ 元寇→モンゴルの襲来(元寇)：歴史学のより一般的な用語。高校で世界史が必修でなくなることに合わせて、モンゴル帝国の拡大も扱う。
  - ④ 歌川(安藤) 広重→歌川広重：安藤は本名だが、浮世絵師としては歌川広重を名乗った。
  - ⑤ 鎖国→使わない。「江戸幕府の対外政策」に：江戸幕府は窓口を制限しながらも海外との交易を続けていた。当時は「鎖国」という文言を使わなかった。

## [2]新学習指導要領の中学校歴史分野

### 2 内容

#### A 歴史との対話

##### (1) 私たちと歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 年代の表し方や時代区分の意味や意義についての基本的な内容を理解すること。
- (イ) 資料から歴史に関わる情報を読み取ったり、年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 時期や年代、推移、現在の私たちとのつながりなどに着目して、小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切なものを取り上げ、時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。

##### (2) 身近な地域の歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること。

## B 近世までの日本とアジア

### (1) 古代までの日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

#### ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 世界の古代文明や宗教のおこり  
世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。
- (イ) 日本列島における国家形成  
日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。
- (ウ) 律令国家の形成  
律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを基に、東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。
- (エ) 古代の文化と東アジアとの関わり  
仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを基に、国際的な要素をもった文化が栄え、それらを基礎としながら文化の国風化が進んだことを理解すること。

#### イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 古代文明や宗教が起こった場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接触や交流と政治や文化の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(エ)までについて古代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。
- (イ) 古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。

### (2) 中世の日本 (省略)

### (3) 近世の日本 (省略)

## C 近現代の日本と世界

### (1) 近代の日本と世界 (省略)

### (2) 現代の日本と世界 (省略)

## [3] 共謀罪について

### 1 「テロ等準備罪」法案と「共謀罪」について説明してください。

かつて小泉内閣の時に「共謀罪」法案として3度法案提出されたが、内心の自由を縛るものとして3度とも廃案になった。今回は「テロ等への準備行為を犯罪とする法案」へと修正して提出。

### 2 この法案について政府はなぜ必要と説明していますか？

テロ対策として、2000年採択の国際組織犯罪防止条約に日本が加わるために、この法がなければ2020年にオリンピック・パラリンピックが開けない。

### 3 政府の説明では、かつての「共謀罪」法案とどこが違うのですか？

今回、「テロ等準備罪」と名称を変えて法案提出→しかし、本当は「組織的犯罪処罰法改正案」かつて提出の「共謀罪」より適用要件を厳しくしたと説明

→「実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の罪」

- 1) 処罰対象を、団体一般から「組織的犯罪集団」に限る
- 2) 罪に問われるのは、計画時ではなく、重大な犯罪に向けた「準備行為」が為された場合。
- 3) 処罰対象の「重大な犯罪」676だったが直前に277に絞った

### 3 これに反対する人々の意見は？

この法案は運用次第では戦前の「治安維持法」のような存在になると反対

- 1) 「組織的犯罪集団」の定義が曖昧で、団体一般にまで適用される恐れがある
- 2) 「準備行為」の定義が曖昧で、適用が拡大される恐れがある。→法案では、計画したグループの誰かが「資金または物品の手配、関係場所の下見、その他の準備行為」
- 3) 処罰対象の犯罪をもっと絞る必要があり、絞れば現行法で対応可能→法案では277に絞った→テロ対策ならもっと絞る必要あり
- 4) そもそも刑法は結果としての行為を処罰するのが原則で、この法案は内心の自由を損ね、戦前のような国家による監視社会になる



## [4]教育勅語問題

### 1 最近、戦前の教育勅語が問題になっているのはなぜですか？

最近、教育勅語を肯定する動きが顕著に出て来た。特に日本会議のメンバーから

- ①森友学園の幼稚園で園児に朗読させている動画
- ②稲田朋美防衛大臣が国会で、教育勅語を肯定して「日本が道義国家をみざすというその精神は今も取り戻すべきだと考えている」と語った。
- ③安倍昭恵首相夫人が森友学園の幼稚園での教育勅語暗唱はすばらしいと語った

### 2 教育に教育勅語を用いることに対し、政府の見解は？

- (1)安倍内閣は「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした答弁書を閣議決定した。
- (2)義家弘介文科副大臣が、教育勅語を幼稚園などで朗読することについて、「教育基本法に反しない限り問題ない」と国会で答弁。
- (3)松野博一文科相は、道徳の教材として使うことを否定せず、「一義的には教員、学校長の権限」と説明。
- (4)菅義偉官房長官も「それぞれの現場で判断すべきこと」と述べた。

### 3 教育勅語とは？

- (1)【広辞苑】明治天皇の名で国民道徳の根源、国民教育の基本理念を示した勅語。1890(明治23)年10月30日発布。御真影とともに天皇制教育推進の支柱となり、国の祝祭日に朗読が義務づけられた。1948年、国会で排除・失効確認を決議。
- (3)天皇が家来である国民に心の有り様(道徳)を説き、命じる形式。
- (4)本文構成
  - ①天皇は古い祖先の昔から日本の国を徳をもって治めてきた。
  - ②臣民(家来である国民)は以下の心の有り様を大切にせよ。
  - ③これは天皇の祖先の遺訓にして家来である国民が遵守すべき

#### (2)本文

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

### 4 教育勅語の制定は？

1989年の明治憲法発布の翌年、明治政府は自由民権思想の広がりに対し、また明治天皇は文明開化による古き良き儒教思想が廃れるのを懸念し、天皇の名による国民道徳教育の基準作成の必要性を感じた。そこで明治憲法を起草した法務官僚の井上毅や儒学者の元田永孚らに起草させた。井上らは儒教道徳をもとにわざと格調の高い文章を作成する。

### 5 発布の後は？

- (1)学校で祝祭日に校長により朗読され、御真影と共に最敬礼をもって扱うものとされた(内村鑑三不敬事件)。後に児童・生徒は暗唱させられた。
- (2)しだいに国家主義・軍国主義の精神的支柱とされた。

### 6 1948年の教育勅語に関する国会決議とは？

戦後1948年、衆議院で排除、参議院で失効確認の決議が為されている。→内閣の今回の答弁書に対し、政治的・道義的拘束力があるとの指摘がある。

- (1)参議院決議では「われらは日本国憲法にのっとり、教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤りを払拭し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した。教育勅語がすでに効力を失った事実を明確にし、政府は勅語の謄本をもれなく

回収せよ」

- (2)衆議院決議では「今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかのごとく誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であったためである」「教育勅語が神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、国際的にも疑念を残す」として、謄本を回収し、排除を完了するとした。

## 7 歴史教科書ではどうとりあげているか

中学校歴史・教育出版：「1890年に教育勅語が發布され、忠君愛国の思想や父母への孝行などの道徳が、学校教育を通じて国民に広められました。」

高校教科書・山川出版：「教育政策はしだいに国家主義重視の方向へと改められていき、1890(明治23)年に發布された教育に関する勅語(教育勅語)によって、忠君愛国が学校教育の基本であることが強調された。」

## 7月セミナー予定 7月8日(土) 1:00~

**会場にご注意！** → **船橋市勤労市民センター**  
**2F 第4会議室**

- ①日本の歴史：大野肇 ②知っ得ニュース 池田義光 ③『元気な日本論』から  
④その他報告を募集しています

※終了後 **<懇親会>**

## 8月セミナー予定 8月初旬1:00~

**船橋市勤労市民センター**

**本セミナーの名誉会長で鎌ヶ谷市教育長の皆川征夫先生  
のご講演が今年も実現します！**

※終了後 **<懇親会>**

[お知らせ] 一昨年度4月から、「社会科セミナー通信」の掲載と諸連絡は「船橋市社会科セミナー」のホームページで行っております。〈 船橋市社会科セミナー 〉で検索できます。